

○消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物の指定

平成13年1月6日消防告示第1号

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物の指定

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定に基づく消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、令別表第1のうち次のものとする。
  - (1) (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項から(14)項まで、(16)項口及び(17)項で延べ面積が500平方メートル以上のもの
  - (2) (11)項及び(15)項で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (3) (18)項で延べ面積が300平方メートル以上のもの
- 2 令第36条第2項第2号の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。